



ATLA
Acquisition, Technology &
Logistics Agency



防衛セキュリティゲートウェイ (DSG) 下請負企業のDSG利用について

令和7年7月 (第2.0版)

防衛装備庁長官官房総務官付
情報システム管理室
防衛装備庁装備政策部
装備保全管理課産業サイバーセキュリティ室

はじめに

本資料の目的

これまで、複数の加入企業からDSGにおける下請負企業のDSG利用可否やグループ会社間での利用ルール等に係るご質問やご要望を受け付けております。

本資料は、下請負企業のDSG利用パターンをお示しすることで、適切なDSG利用を推進することを目的としています。

本資料で使用する用語の定義

- 元請負企業** : 保護すべき情報を取り扱う契約相手方企業。情報セキュリティ基準^(※)における防衛関連企業のことをいう。
- 下請負企業** : 契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者のうち、元請負企業を除く全ての事業者をいう。
- 保護システム** : 保護すべき情報を取り扱う情報システムをいう。
- 取扱者** : 保護すべき情報を取り扱う者として、元請負企業の経営者等が指定した者をいう。
- 取扱施設** : 保護すべき情報の取り扱い及び当該情報に属する文書等の保管を行う場所として、情報セキュリティ基準に従い元請負企業が指定する建物又は敷地の一部又は全部をいう。
- DSG加入** : 防衛セキュリティゲートウェイサービス加入要領第2の2（2）に基づき加入手続きを行い、同カ（工）に規定する加入完了通知書を受領することをいう。

本資料に関するお問い合わせ先

防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室 dsg-atla@atla.mod.go.jp

(※)「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」

下請負企業のDSG利用条件

下請負企業がDSGを利用する場合、以下の条件を満たす必要があります。

1

元請負企業がDSGに加入済みであること。

2

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」（情報セキュリティ特約条項）が付帯された**同一契約に双方が従事し、下請負企業として保護すべき情報の取扱いを防衛省から認められている**こと。

※「中央調達及び防衛装備庁の地方調達における装備品等及び役務の調達に係る情報セキュリティの確保のための措置に関する実施要領について（通知）」（令和5年3月14日 装装保第4243号）の「下請負者に保護すべき情報を取り扱わせる申請について」（別記様式第2）及び「保護すべき情報の下請負者の取扱いについて（通知）」（別記様式第3）を提出してください。

3

下請負企業のDSGを利用する者が取扱者名簿に記載されており、保護すべき情報の取扱者として防衛省から認められていること。

4

元請負企業が、下請負企業のDSGを利用する者に対し、**DSG利用の要領や利用に当たり遵守すべきルール等（下請負企業が元請負企業の保護システム管理者の指示等に従うというルールを含む）**についての教育又は周知を実施すること。

下請負企業のDSG利用パターン

下請負企業のDSG利用パターン

下請負企業のDSG利用が可能なのは以下の3パターンです。判断しかなるケースが発生した場合は、情報システム管理室にお問い合わせください。なお、元請負企業ー下請負企業の関係がない単なるグループ会社間や関係会社間等での取扱施設や利用端末の共用はできません。

DSG加入状況		AーB 保護情報取扱 下請負者認定	利用イメージ	利用可否
企業A (元請負企業)	企業B (下請負企業)			
○	○	あり	企業A（元請）・企業B（下請）ともに自社の取扱施設及び自社の利用端末を使用する。	利用可 ---> 利用パターン①
			企業A（元請）及び企業B（下請）が、双方の取扱施設及び利用端末を共用する。	利用可 ---> 利用パターン②
○	×	あり	DSG未加入の企業B（下請）の社員が、企業A（元請）の取扱者として、企業A（元請）の利用端末を使用する。	利用可 ---> 利用パターン③
○	×	なし	DSG未加入の企業Bの社員が、DSG加入済みの企業A（例：グループ会社等）の取扱施設及び利用端末を使用する。	利用不可
×	○	なし	DSG未加入の企業Aの社員が、DSG加入済みの企業B（例：グループ会社等）の取扱施設及び利用端末を使用する。	

※元請負企業ー下請負企業の形態をとらない企業間（グループ会社間、関係会社間等）の取扱施設や利用端末の共用はできません。

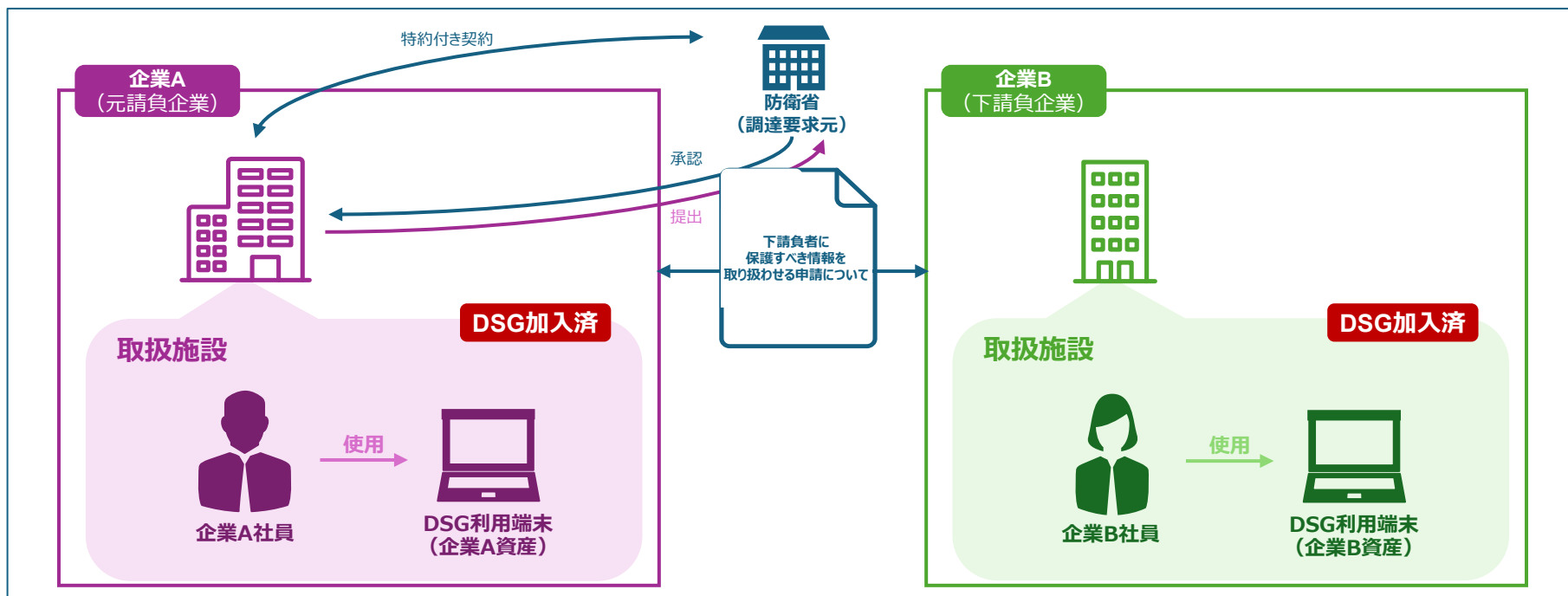
上記以外のケースや判断しかなる場合は、情報システム管理室にご連絡ください。

利用パターン①

下請負企業のDSG利用パターン①

利用パターン①

DSG加入状況		A-B 保護情報取扱 下請負者認定	利用イメージ
企業A (元請負企業)	企業B (下請負企業)		
○	○	あり	企業A（元請）・企業B（下請）ともに自社の取扱施設及び自社の利用端末を使用する。



《企業A対応事項》

- 企業B分も取りまとめて利用申請を行う。

《企業B対応事項》

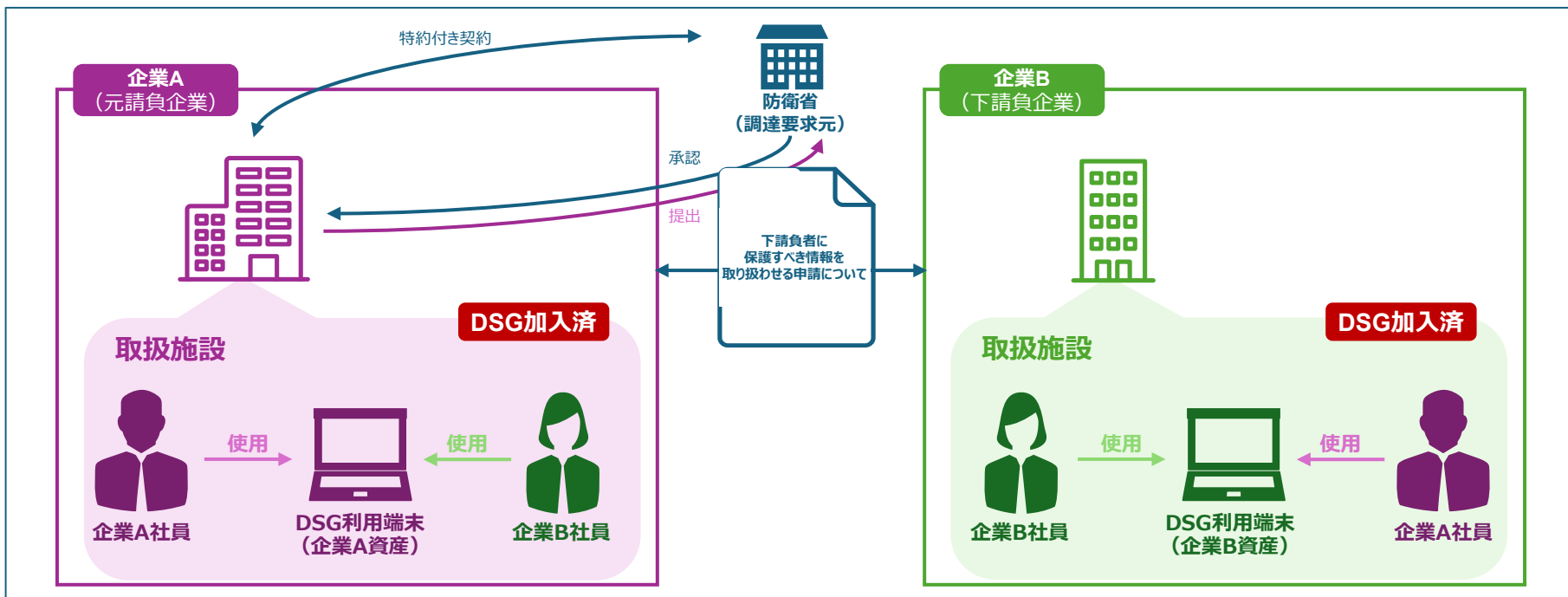
—

利用パターン②

下請負企業のDSG利用パターン②

利用パターン②

DSG加入状況		A-B 保護情報取扱 下請負者認定	利用イメージ
企業A (元請負企業)	企業B (下請負企業)		
○	○	あり	企業A（元請）及び企業B（下請）が、双方の取扱施設及び利用端末を共用する。



《企業A対応事項》

- 企業Bの利用者を取扱者名簿及び保護システム利用者名簿に記載する。
- 企業B分も取りまとめて利用申請を行う。
- 情報セキュリティ基本方針等に、①企業Bの利用者が取扱施設を使用する旨、及び②企業Bの取扱施設を利用する旨記載する。

《企業B対応事項》

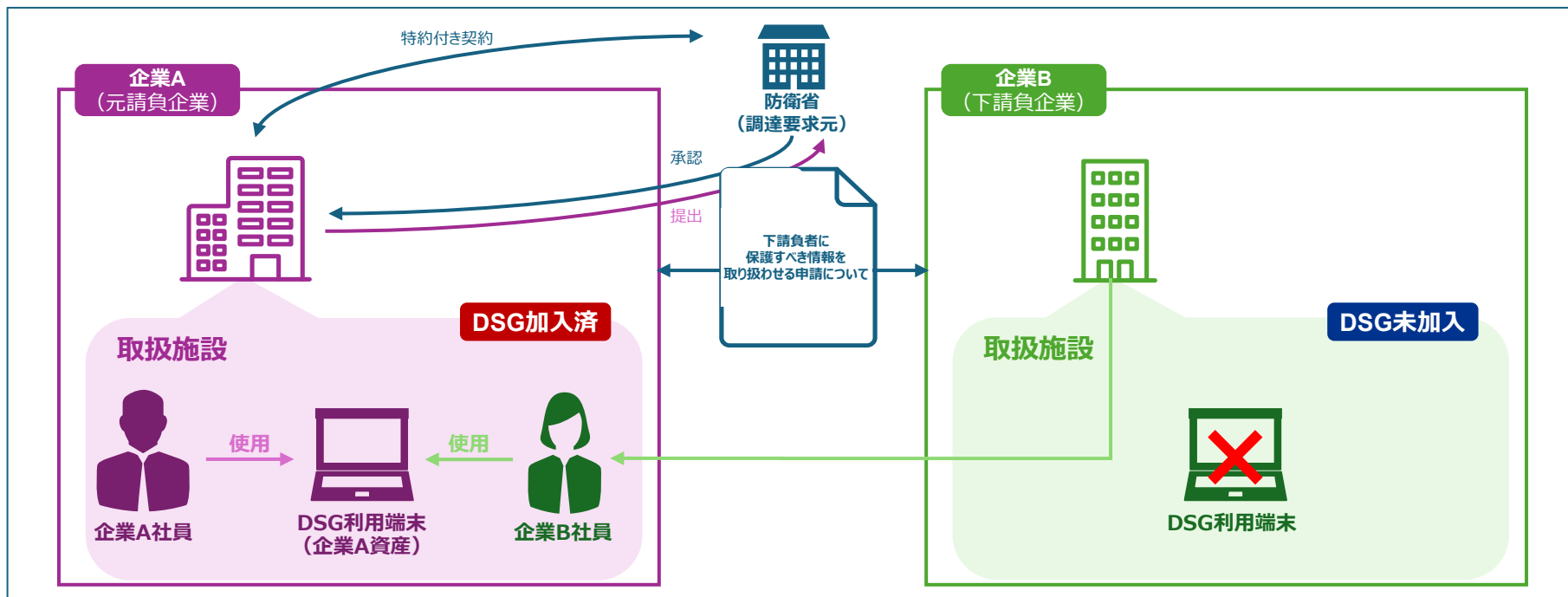
- 企業Aの利用者を保護システム利用者名簿に記載する。
- 情報セキュリティ基本方針等に、①企業Aの利用者が取扱施設を使用する旨、及び②企業Aの取扱施設を利用する旨記載する。

利用パターン③

下請負企業のDSG利用パターン③

利用パターン③

DSG加入状況		A-B 保護情報取扱 下請負者認定	利用イメージ
企業A (元請負企業)	企業B (下請負企業)		
○	×	あり	DSG未加入の企業B（下請）の社員が、企業A（元請）の取扱者として、企業A（元請）の利用端末を使用する。



《企業A対応事項》

- 企業Bの利用者を取扱者名簿及び保護システム利用者名簿に記載する。
- 企業B分も取りまとめて利用申請を行う。
- 情報セキュリティ基本方針等に、企業Bの利用者が取扱施設を使用する旨記載する。

《企業B対応事項》

- 情報セキュリティ基本方針等にて、企業Aの取扱施設を利用する旨記載する。

参考

グループ会社や関係会社間の取扱施設及び利用端末の共用

元請負企業—下請負企業の関係があったとしても、単なるグループ会社間や関係会社間等、下請負企業の保護情報取扱いを防衛省から認められていない場合は、取扱施設や利用端末の共用ができません。

特約付き契約を受注したものの、弊社はDSG未加入。
加入済みのグループ会社（企業B）なら、同じビル内でアクセスも良いし、
知り合いも多くて融通が利くし、DSG利用端末を利用させてもらえないかなあ。



企業A社員

DSG加入状況		A—B 保護情報取扱 下請負者認定	利用イメージ
企業A (元請負企業)	企業B (下請負企業)		
○	×	なし	DSG未加入の企業Bの社員が、DSG加入済みの企業A（例：グループ会社等）の取扱施設及び利用端末を使用する。
×	○		DSG未加入の企業Aの社員が、DSG加入済みの企業B（例：グループ会社等）の取扱施設及び利用端末を使用する。

